

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課) 一

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (同) 一

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同) 二

○農用地利用配分計画の認可の申請 (農業振興課) 二

○道路の区域変更 (道路課) 二

○道路の供用開始(二件) (同) 二

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (防災砂防課) 三

○宅地建物取引業者の免許の取消し (建築宅地課) 三

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 三

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定の辞退 (同) 四

○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 四

○外部監査人の監査の事務の補助 (同) 四

監 査 委 員

○外部監査人の監査の事務の補助 (同) 四

告 示

○宮城県告示第七百二十二号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十九年七月二十日次の者を指定した。

平成二十九年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
二瓶 太郎	内 科	石巻市立病院	石巻市穀町十五番一号
神宮 大輔	呼吸器科	公益財団法人宮城厚生協会坂総合病院	塩竈市錦町十六番五号
富樫 栄太	整形外科	医療法人而成会大崎ミッドタウン総合メディケアクリニック	大崎市松山金谷中田七十六番一号
種市 良盛	内ハビリテーリシヨン科	医療法人社団健育会石巻健育会病院	石巻市大街道西三丁目三番二十七号
浅野俊一郎	眼 科	公益財団法人宮城厚生協会坂総合病院	塩竈市錦町十六番五号
尾形 剛	循環器内科	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一番一号
山下 洋二	脳神経外科	地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立がんセンター	名取市愛島塩手字野田山四十七番一号
今村 彰	内 科	公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六番地

○宮城県告示第七百二十三号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十九年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
小野 貞文	内工透析科 内ハビリテーリシヨン科	新 星陵あすか病院 大崎市古川稲葉二丁目三番十五号	旧 古川星陵病院分 大崎市古川小稲葉町五番二十五号
水野 德行	内 科	登米市立豊里病 登米市豊里町土手七十四番一 号	登米市立登米診 療所 登米市登米町寺池桜小路百三十五番一号

小幡 篤	内環器科	みやぎ県南医療生活協同組合ばた協同クリニック	柴田町船岡新栄四丁目四番一号	公益財団法人宮城厚生協会坂総合病院	塩竈市錦町十六番五号
阿南 陽二	外科	公益財団法人宮城厚生協会古川民主病院	大崎市古川駅東二丁目十一番十号	公益財団法人宮城厚生協会坂総合病院	塩竈市錦町十六番五号
宮本 慶一	外科	医療法人医徳会真壁病院	東松島市矢本鹿石前百九番四号	公益財団法人宮城厚生協会坂総合病院	塩竈市錦町十六番五号
山田 裕	内科	公益財団法人宮城厚生協会坂総合病院	塩竈市錦町十六番五号	公益財団法人宮城厚生協会古川民主病院	大崎市古川駅東二丁目十一番十号

○宮城県告示第七百二十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成二十九年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
藤本たか子	内科	公益財団法人宮城厚生協会古川民主病院	大崎市古川駅東二丁目十一番十号
百瀬 浩	内科	公益財団法人宮城厚生協会古川民主病院	大崎市古川駅東二丁目十一番十号
金子 順二	循環器科	公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六番地

○宮城県告示第七百二十五号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成二十九年八月十八日から平成二十九年九月一日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要
別冊のとおり

二 申請年月日

平成二十九年八月七日

三 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部農業振興課）

○宮城県告示第七百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		備考
	前	後	
牡鹿郡女川町鷺神浜字内山一番地先から同郡同町鷺神浜字鷺神一八〇番三地先まで	一八・〇〇 一〇・五〇	一四・五〇 一四・五〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	一〇〇・九	一〇〇・九	

○宮城県告示第七百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	牡鹿郡女川町鷲神浜字内山一(番地先から同郡同町鷲神浜字鷲神一八〇番三地先まで)	平成二十九年 八月二十三日

○宮城県告示第七百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月十八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	白石柴田線	白石市白川津田字内堀一九番七地先から同市白川津田字内堀四九番一地先まで	平成二十九年 八月三十日

○宮城県告示第七百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十九年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	縦覧場所
後田沢1	土石流	柴田郡大原町大谷字後田、字川端(次の図のとおり)	次の図のとおり	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城郡大原土木 事務所
宮下沢	土石流	柴田郡大原町福田字宮下(次の図のとおり)		
稗田前	急傾斜地の崩壊	柴田郡大原町大谷字稗田前(次の図のとおり)		
稗田前の2	急傾斜地の崩壊	柴田郡大原町大谷字稗田前、字山崎(次の図のとおり)		

二本松の2 の崩壊 のとおり	柴田郡大原町大谷字鷲沼入(次の図のとおり)
----------------------	-----------------------

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第七百三十号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十六条第一項の規定により、次の者の宅地建物取引業の免許を取り消した。

平成二十九年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号及び事務所の所在地

大森建業株式会社

石巻市鹿又字新八幡前十三番地

二 免許の年月日及び免許証番号

平成二十四年八月十三日 宮城県知事(四)第四千五百八号

三 処分した年月日

平成二十九年八月八日

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十九年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
わたのは薬局	石巻市さくら町五丁目七-五	平成二十九年八月一日
マリーン調剤薬局館腰店	名取市植松四丁目十七-十七	平成二十九年八月一日
エム薬局	宮城県利府町中央二丁目八-一	平成二十九年八月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり辞退の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十九年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	指定辞退年月日
石巻赤十字病院	形成外科	石巻市蛇田字西道下七十一	平成二十九年四月一日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
東松島市赤井字七反谷地四百二十四番一、四百二十四番六、四百二十四番七、四百二十四番八、四百二十四番九、四百二十四番十、四百二十四番十一、四百二十四番十二、四百二十四番十三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都練馬区石神井町二丁目二十六番十一号 一建設株式会社

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年8月18日

- 宮城県監査委員 齋 藤 正 美
- 宮城県監査委員 坂 下 賢 賢
- 宮城県監査委員 石 森 建 二
- 宮城県監査委員 成 田 由 加里

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

- 氏 名 住 所
 - 只 藤 健 一 仙台市泉区高森7丁目42番地の15
 - 齋 藤 貴 彰 仙台市泉区将監10丁目17番7号 ルーチェ将監101
 - 佐 藤 慎太郎 栗原市志波姫新沼崎115番地2 シヤーマゾンドリーム志波姫203号
 - 庄 司 和 友 仙台市青葉区小松島2丁目24番26号
- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成29年8月8日から平成30年3月31日まで